

インコタームズ2020版の概要

関西大学教授 博士(商学) 吉田 友之

インコタームズ2020年版で規定されたトレード・タームズ I

インコタームズ2020年版規則では11規則(条件)が規定されている。本号以下で述べる11規則の内容は、紙幅の都合上、各規則の全体にわたる逐条解説ではなく、各規則の「使用者への注釈」(Explanatory notes for users)で記された箇所を中心に、適切なトレード・タームズの選択と使用に向けた各規則の基本的な留意事項の解説である。

1. 工場渡し(指定引渡地)インコタームズ2020

EXW [Ex Works] (named place of delivery)
Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかなを問わず使用することができる。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は、自己の施設または自己の施設以外の指定された場所(すなわち、工場、倉庫など)で、物品を受け取りのための車両に積み込まずに、物品を買主の処分へ委ねたときに、引渡の義務を果たすことになる。

原則として、物品が積み込みではなく、買主の処分へ委ねたときに、危険および費用は売主から買主に移転する。

3 引渡地または引渡地点

両当事者は引渡地を指定することのみが必要である。しかし、両当事者は、また指定引渡地内の正確な地点をできる限り明確に特定して知らせる。正確な指定引渡地は、両当事者にとって物品の引渡時期と危険の買主への移転時期を明確にさせる。この正確さはまた、費用が買主の勘定となる地点を示す。もし両当事者が引渡地点を指定しないなら、売主が「自己の目的に最も適した」地点を選択するようになる。

EXWは、売主に全11インコタームズ規則の中で最小の義務を課しているインコタームズ規則である。

積み込み業務が、売主により行われる間に生じる物品の滅失または損傷の危険は、議論の余地があるものの、積み込みに物理的に関与しない買主の責任となるかもしれない。この可能性があるとき、売主が物品を積み込みする場合、両当事者は、誰が積み込み中の物品に対する滅失または損傷の危険を負うのかを前もって合意することを勧める。これは、単に、売主は、自己の施設で、必要な積み込み機器を保有していたり、または安全または保安規則の適用により、許可されていない人による売主の施設への立ち入りを禁じられている状況があるからである。買主が売主の施設での積み込み中の危険を回避したい場合、買主はFCA規則を選択することを考えるべきである。

4 通関

売主は、物品の輸出通関または物品が通過する第三国内での通関を準備する義務はない。それどころかEXWは、物品を輸出する意図がまったくない場合の国内取引にも適合している。売主の輸出通関への関与は、買主が物品を輸出するために必要とする書類および情報入手するための助力を与えることに限定される。買主が物品を輸出するつもりで、輸出通関を行うことが難しいと予測される場合、買主は、輸出通関を行う義務と費用が売主にある、FCA規則を選択することを勧める。

2. 運送人渡し(指定引渡地)インコタームズ2020

FCA [Free Carrier] (named place of delivery)
Incoterms®2020

1 運送手段

本規則は、選択された運送手段のいかなを問わず使用することができる。二つ以上の運送手段を利用する場合にも使用することができる。

2 引渡と危険・費用

本規則では、売主は二つの方法のいずれかで買主に引き渡す。

第一に、指定地が売主の施設の場合、売主は、物品を買主により手配された運送手段の上に積み込んだときに、引渡の義務を果たすことになる。

第二に、指定地がその他の場所の場合、売主は、物品を自己の運送手段に積み込み、物品が指定地に到着し、その運送手段から荷降ろしの準備ができ、買主により指名された運送人などの処分へ委ねたときに、引渡の義務を果たすことになる。

引渡地として二つのいずれが選択されようが、その地は、危険が買主に移転する場所であり、費用が買主の勘定となる時点となる。

3 引渡地または引渡地点

指定地内の正確な引渡地点を特定することなしに、売主の施設または他の場所のいずれかの場所において、引渡地のみを指定される。しかし、両当事者は、指定引渡地内の正確な地点をできる限り明確に特定して知らせるべきである。正確な指定引渡地は、両当事者にとって物品の引渡時期と危険の買主への移転時期を明確にさせる。この正確さはまた、費用が買主の勘定となる地点を示すことになる。もし正確な引渡地点が契約でそれを指定することにより明らかにしていないなら、両当事者は、売主が「自己の目的に最も適した」地点を選択するようになる。

4 「またはそのように引き渡された物品を調達する」('or procure goods so delivered')

ここで「調達する」に言及しているのは、とくに全てではないにせよ商品取引では一般的な、鎖に沿って行われる多数の売買(連続売買)を考えているからである。

5 通関

本規則は、原則として売主に、物品の輸出のための通関義務を課している。しかし、売主は、物品の輸入のための通関、輸入関税の支払い、またはその他の輸入通関手続について義務はない。

6 FCA売買における船積注記付き船荷証券(Bills of Lading with an on-board notation)

例えば、物品が大分県の「竹田」で買主の道路運送業者により集荷されるなら、「竹田」は港ではなく本船が物品を本船の船上に置くことはできないので、「竹田」から運送人により発行される、船積注記付き船荷証券を期待するのは一般的ではない。しかし、FCA Taketaで売買する売主は、典型的には荷為替による銀行取立または信用状付き決済条件のために、物品が「竹田」で運送のために受け取られた旨とともに、物品が「大在」で本船上に置かれた旨の記述のある船積注記付き船荷証券を必要とする状況がある。この船積注記付き船荷証券を必要とするFCA売主に対応するために、インコタームズ2020年版にもとづくFCAでは、もし両当事者が契約において船積注記付き船荷証券の発行に合意していたなら、買主は、運送人に対して船積注記付き船荷証券を売主に発行することを指示しなければならない。